

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正
162	(3) ④ 最下部※ に追加	上記の結論は、令和3年改正後も基本的に維持されており、ただ、前期③dのとおり、 <u>相続開始から10年を経過したときは、遺産共有持分について遺産分割の請求（調停又は審判の請求）があり、かつ、相続人が258条による分割をすることに異議の申出をしていないときに限り、遺産共有持分の解消も含めて、共有物分割の手続で一元的に共有関係が解消できること</u> となった。	